

額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の振替社債の金額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する、当該社債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）について次条第一項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての社債権者の有する当該銘柄の振替社債の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関する、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2 第七十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

- 一 前項の場合において、各社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務
- 二 前号に掲げるもののほか、第七十八条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

(口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第八十一条 第七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、社債権者（当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。）の有する当該銘柄の振替社債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の振替社債の金額（当該口座管理機関の下位機関であつて第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関するして、当該社債権者（当該下位機関又はその

下位機関の加入者に限る。)についてこの項の規定により算出された額を控除した額)

- 二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者の有する当該銘柄の振替社債の総額(当該口座管理機関の下位機関であつて第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

- 2 第七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

- 一 前項の場合において、同項に規定する社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、発行者に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務
- 二 前号に掲げるもののほか、第七十九条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

(発行者が誤つて償還等をした場合における取扱い)

第八十二条 発行者が第八十条第一項又は前条第一項の規定により義務を負わないとされた金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替社債に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 社債権者は、発行者に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第八十条第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 商法の特例

(短期社債の発行等に関する商法の特例)

第八十三条 株式会社は、商法第二百九十六条の規定にかかわらず、取締役会の決議をもつて、短期社債の発行を、特定の取締役に委任することができる。この場合において、当該取締役会においては、次に掲げる事項も併せて決議しなければならない。

一 当該決議に基づいて短期社債を発行することができる期間

二 前号の期間中において当該株式会社が発行した短期社債のうち償還されていないものの総額の限度額

2 短期社債については、社債原簿を作成することを要しない。

3 短期社債については、商法第二百九十七条から第二百九十九条まで、第三百九条から第三百十四条まで、第三百十九条から第三百四十二条ノ十五まで及び第三百七十六条第三項（同法第三百七十四条ノ四第二項、第三百七十四条ノ二十第二項及び第四百十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（振替社債の発行に関する商法の特例）

第八十四条 振替社債についての社債申込証の用紙には、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。ただし、短期社債については、この限りでない。

2 振替社債についての社債原簿には、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。ただし、短期社債については、この限りでない。

3 振替社債の募集に応じようとする者は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座を社債申込証の用紙に記載し、又は商法第三百二十二条に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替社債の発行者に示さなければならない。

(消却義務の不履行の場合における社債権者の議決権等)

第八十五条 第八十一条第一項又は第八十二条第一項の場合は、各社債権者は、商法第三百二十二条第一項の規定にかかわらず、その有する社債の金額（第八十条第一項又は第八十二条第一項の規定により算出された額を除く。）に応じて、社債権者集会における議決権を有する。

2 商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項並びに担保附社債信託法第九十五条第一項の規定の適用については、第八十条第一項又は第八十二条第一項の社債権者は、当該各項の規定により算出された額については、社債を有しないものとみなす。

(証明書の供託)

第八十六条 振替社債の社債権者が次に掲げる行為をするには、第五項の規定により書面の交付を受けた上、当該書面を供託しなければならない。

一 商法第三百二十条第三項の規定による社債権者集会の招集の請求

二 商法第三百二十条第五項において準用する同法第一百三十七条第三項の規定による社債権者集会の

招集

三 社債権者集会における議決権の行使

四 担保附社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査

2 振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、会日の一週間前までに前項の規定による供託をしなければならない。

3 第一項の規定による供託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに供託する方法により行わなければならない。

一 社債管理会社がある場合 当該社債管理会社

二 担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合 当該受託会社

三 前二号に掲げる場合以外の場合 供託所（供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条に規定する供託所をいう。次項及び第一百二十九条において同じ。）又は同法第五条第一項に規定する倉庫営業者

若しくは銀行

4 供託法第一条ノ二から第二条までの規定は、前項第三号の規定により供託所に第一項の規定による供託をする場合について準用する。

5 振替社債の社債権者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替社債についての第六十八条第三項各号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、当該振替社債について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であつて、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

6 前項本文の規定により書面の交付を受けた社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替社債について、第七十条第一項の振替の申請又は第七十一条第一項の抹消の申請をすることができない。

第五節 雜則

(振替社債の内容の公示)

第八十七条 第六十九条第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第五号に掲げる事項を知ることができるようしなければならない。

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替社債の発行者の負担とする。

第五章 国債の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第八十八条 この法律の規定の適用を受けるものとして財務大臣が指定した国債（以下「振替国債」という。）についての権利（第九十八条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

(国債証券の不発行)

第八十九条 振替国債については、国債証券を発行することができない。

2 振替国債の債権者は、当該振替国債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一

項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しない場合には、前項の規定にかかわらず、国に対し、国債証券の発行を請求することができる。

(定義)

第九十条 この章において「分離適格振替国債」とは、第九十三条第一項の規定により元本部分と利息部分に分離すること（以下「元利分離」という。）の申請ができる振替国債として財務大臣が指定するものをいう。

2 この章において「分離元本振替国債」とは、第九十三条の規定により元利分離が行われた分離適格振替国債の元本部分であつた振替国債をいう。

3 この章において「分離利息振替国債」とは、第九十三条の規定により元利分離が行われた分離適格振替国債の利息部分であつた振替国債をいう。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第九十一条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 当該口座管理機関が振替国債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替国債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所

二 次に掲げる国債の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（以下この章において「銘柄」という。）

イ 分離適格振替国債 分離適格振替国債である旨、名称及び記号並びに利率及び利息支払期日を特定するに足りる事項

ロ 分離元本振替国債 分離元本振替国債である旨並びに元利分離前の振替国債の名称及び記号

ハ 分離利息振替国債 分離利息振替国債である旨及び利息支払期日を特定するに足りる事項

ニ その他の振替国債 名称及び記号

三 銘柄ごとの金額（次号に掲げるものを除く。）

四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替国債の銘柄ごとの金額

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の金額のうち信託財産であるものの金額

六 その他政令で定める事項

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 銘柄ごとの金額

三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの金額

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（新規記載又は記録手続）

第九十二条 特定の銘柄の振替国債について、起債した場合には、国は、第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該起債に係る振替国債の銘柄
 - 二 前号の振替国債を取得した加入者の氏名又は名称
 - 三 前号の加入者についての第一百十二条に規定する口座
 - 四 加入者との取得した振替国債の金額
 - 五 当該振替国債の総額その他の主務省令で定める事項
- 2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替国債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に

掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録

- 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知
- 3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（元利分離手続）

第九十三条 特定の銘柄の分離適格振替国債について、元利分離の申請があつた場合には、振替機関等は、第五項から第七項までの規定により、当該申請において第四項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額及び増額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

- 2 前項の申請は、加入者がその口座（顧客口座を除く。）の保有欄に記載又は記録がされている分離適格振替国債（差押えを受けたものを除く。）についてその直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請は、財務大臣が定める要件に該当する者でなければ行うことができない。

4 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、減額の記載又は記録がされるべき分離適格振替国債の銘柄及び金額を示さなければならない。

5 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座における前項の分離適格振替国債に係る同項の金額についての減額の記載又は記録、

当該分離適格振替国債の元本部分である振替国債に係る当該金額と同額についての増額の記載又は記録及び当該分離適格振替国債の各利息部分である振替国債に係る当該分離適格振替国債の各利息の金額と同額についての増額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前号の減額及び増額の記載又は記録に係る銘柄及び金額の通知

6 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第四項の分離適格振替国債に係る同項の金額についての減額の記載又は記録、当該分離適格振替国債の元本部分である振替国債に係る当該金額と同額についての増額の記載又は記録及び当該分離適格振替国債の各利息部分である振替国債に係る当該分離適格振替国債の各利息の金額と同額についての増額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により通知を受けた事項の通知

7 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（元利統合手続）

第九十四条 特定の銘柄の分離元本振替国債及び分離利息振替国債について、統合の申請があつた場合は、振替機関等は、第五項から第七項までの規定により、当該申請において第四項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額及び増額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、加入者がその口座（顧客口座を除く。）の保有欄に記載又は記録がされている分離元本振替国債及び分離利息振替国債（差押えを受けたものを除く。）についてその直近上位機関に対し行うものとする。

3 第一項の申請は、前条第三項に規定する要件に該当する者でなければ行うことができない。

4 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、減額の記載又は記録がされるべき分離元本振替国債及び各分離利息振替国債の銘柄及び金額を示さなければならない。この場合において、当該申請に係る各分離利息振替国債の利息支払期日及び金額は、当該申請に係る分離元本振替国債の金額と同額であつて当該分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の各利息部分の利息支払期日及び金額と同一でなければならない。

5 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座における前項前段の分離元本振替国債及び各分離利息振替国債に係る同項前段の金額についての減額の記載又は記録並びに当該分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振

替国債に係る当該分離元本振替国債の減額の金額と同額についての増額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前号の減額及び増額の記載又は記録に係る銘柄及び金額の通知

6 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第四項前段の分離元本振替国債及び各分離利息振替国債に係る同項前段の金額についての減額の記載又は記録並びに当該分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債に係る当該分離元本振替国債の減額の金額と同額についての増額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

7 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

(振替手続)

第九十五条 特定の銘柄の振替国債について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額若しくは増額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額
- 二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第九十一条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）かの別
- 三 増額の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この条において「振替先口座」とい

う。）

四 振替先口座（機関口座を除く。）において増額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄（以下この条において「振替先欄」という。）における振替金額についての増額の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客

口座における振替金額についての増額の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号、

第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替金額についての減額の記載又は記録
- 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替金額についての増額の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替金額についての増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

- 6 前項の規定は、同項第一号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
- 7 第四項第四号又は第五項第四号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。
 - 一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替金額についての増額の記載又は記録
 - 二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替金額についての増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知
- 8 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(抹消手続)

第九十六条 特定の銘柄の振替国債について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

- 一 当該抹消において減額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額
- 二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
- 4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額についての減額の記

載又は記録

一 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の金額についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 国は、振替国債の債権者又は質権者に対し、振替国債の償還（分離利息振替国債にあつては、利息の支払）をするのと引換えにその口座における当該振替国債の銘柄についての当該償還に係る振替国債の

金額と同額の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(記載又は記録の変更手続)

第九十七条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第九一条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知つたときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又是記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

(振替国債の譲渡)

第九十八条 振替国債（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権（分離利息振替国債を除く。）を除く。次条から第一百二条までにおいて同じ。）の譲渡は、第九十五条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあっては、第九一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替国債の質入れ)

第九十九条 振替国債の質入れば、第九十五条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替国債の信託の対抗要件)

第一百条 振替国債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において

第九十一条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(加入者の権利推定)

第一百一条 加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替国債についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)

第一百二条 第九十五条第一項の振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替国債についての増額の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替国債についての当該増額の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(振替機関の消却義務)

第一百三条 前条の規定による振替国債（分離適格振替国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）の取得によりすべての債権者の有する前条に規定する銘柄の振替国債の総額が当該銘柄の振替国債の発行総額（償還済みの額を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の額が第二号の額を超えるときは、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替国債を取得しなければならない。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替国債の金額の合計額

二 当該銘柄の振替国債の発行総額（償還済みの額を除く。）

2 前項第一号に掲げる額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る金額の振替国債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の額とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替国債を取得したときは、直ちに、国に対し、当該振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

4 前項に規定する振替国債についての権利は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替国債について第三項の規定により免除の意思表示を行つたときは、直ちに、当該振替国債について振替口座簿の抹消を行わなければならぬ。

(口座管理機関の消却義務)

第一百四条 前条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、国に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならぬ。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替国債の金額の合計額

二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座

に記載され、又は記録された当該銘柄の振替国債の金額

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる額

二 前項第二号に規定する顧客口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる金額

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の振替国債を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替国債を取得しなければならない。

4 口座管理機関は、第一項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該免除の意思表示をした旨

二 当該免除の意思表示に係る振替国債の銘柄及び金額

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第一号に掲げる銘柄の振替国債に

ついて、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

- 一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第一号に掲げる金額の減額の記載又は記録
- 二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる金額の増額の記載又は記録

(振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第一百五条 第百三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）について次条第一項の規定により算出された額を控除した額）